



の方へ



支援先・訓練生用

求人と訓練がセットになった
事業主委託訓練を
うけてみませんか

事業主委託訓練ってどんなもの？

- ・障がい（身体・知的・精神）のある方が、企業で実際の仕事を体験し、技術を身につける訓練です。
- ・訓練中は「工科短期大学の訓練生」として、企業さんでお仕事をするようになります。
- ・訓練終了後に雇用の判断が行われます。

こんな方におすすめの訓練です

- ・働いていけるか不安がある
- ・時間をかけて自分の障がいや仕事ぶりを見てほしい
- ・就職前にどんな会社なのか、どんな仕事をするのか知りたい
- ・サポートを受けながら就職したい



訓練について

- ・訓練は1ヶ月単位（原則3ヶ月以内）、月 60 時間以上で行います
- ・訓練中は静岡県から訓練手当、または雇用保険を受給することができます
（1ヶ月あたり10万円程度その他、条件の範囲内で通所手当が支給）
※一定の条件を満たして公共職業安定所から受講指示をされた場合。
※就労移行支援等の施設利用者も、就労を目的とした施設外支援として受けることができます。

静岡県立工科短期大学校沼津キャンパス

〒410-0022 沼津市大岡 4044-24

TEL:055-925-1072/ FAX:055-925-1115

教務課・障害者訓練担当まで

訓練の流れ

ハローワークで
申込み

訓練生が管轄ハローワークで訓練の申込みをします

訓練内容と
日程の調整

どんな内容でいつから訓練をするのか、企業さん、支援機関、
工科短期大学校などで話し合いを行います

面接

訓練生と工科短期大学校で面接をします

訓練の実施
(合格の場合)

工科短期大学校より合格通知を発送します
訓練が始まります

雇用(就職)

企業と本人の合意で、就職が決まります

雇用後に実際行う作業で訓練を行うため、訓練終了後その企業に就職できる可能性が高まります

打ち合わせから訓練開始まで、一か月ほどお時間がかかります。
年度をまたいでの訓練は沼津キャンパスでは行っておりませんので、ご了承ください

【訓練中の災害について】

県が労働者災害補償保険に加入しています。

ただし、訓練生の故意や過失により事業主の設備に損害が生じた場合は、訓練生が賠償することになるため、損害保険の加入をお願いしています。